**東石山中学校区○○○○クラブ　内規 〔案〕**

第１章　　内規制定の趣旨

第１条　東石山中学校区地域クラブ規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき、本クラブ内

規を制定する。

第２章　　総　則

第２条　本内規は、本クラブに所属する生徒、保護者及び指導者に対して適用する。

第３条　本内規は、以下の内容について定めることとする。

１　保護者会

２　クラブ代表等の役員

３　クラブの活動

４　スポーツ傷害保険及び賠償任保険の加入

５　クラブ活動実施時の保護者当番

６　クラブ活動の会計

７　クラブの指導者

８　その他（個人情報の管理等）

第４条　本内規は、前条に示す内容を定めることにより、本クラブの活動が円滑に行われること

を目的として制定する。

第３章　　保護者会議

第５条　本クラブは、クラブ保護者会議（以下、「保護者会議」と言う）を実施し、第３

条に示す内容について協議し、決定することとする。

第４章　　役　員

第６条　本クラブには以下の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

１　代　表：１名

２　副代表：１名

３　会　計：１名

４　会計監査：２名

５　学年代表：各学年１名（他の職と兼務でも可）

第７条　前条に示す役員の任期は１年とし、当該年度の８月または９月の保護者会議から、翌年

の同会議までとする。ただし、新１年生の学年代表は、当該年度の５月の保護者会議か

ら８月または９月の保護者会議までの期間とする。なお、再任は妨げないものとする。

第５章　　活　動

第８条　本クラブは、クラブ規約第２０条の規定による「活動計画表」に基づいて実施すること

とする。

第９条　東石山中学校の生徒のみで選手を構成して大会に参加する等の場合、対外的には「東石

山中学校○○○○部」として活動し、用具やユニフォームについても部活動のものを使

用できる。

第１０条　活動場所の管理・施錠及び対外試合会場等までの送迎等は、保護者が責任を負う。

第６章　　スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入

第１１条　生徒及びクラブ指導者は、スポーツ傷害保険及び賠償責任保険に加入する。なお、保

　　　　　護者は任意とする。

第７章　　活動実施時の保護者当番

第１２条　クラブ活動を実施する場合、原則として保護者２名による見守りを行う。ただし、ク

ラブ指導者（教員を含む）がいる場合は、保護者１名でも活動可とする。

第１３条　保護者の見守り当番については、正副代表が作成する。割当てとなった保護者は、そ

れに基づいて当番の活動を行う。

第１４条　見守り当番の具体的な内容は別に定める。

第８章　　会　計

第１５条　本クラブの会計年度は、当該年度８月または９月の保護者会から、次年度の同会まで

とする。

第１６条　本クラブの運営にあたって、活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入や対外

試合参加に必要な経費、競技団体への加入登録費及び指導者謝金等を勘案し、年間に

かかる経費を算出し、それを基にクラブ活動費（会費）として徴収する。なお、基本

的に部活動と連動することから、部活動の経費もクラブ活動費から支出して会計処理

する。

第１７条　指導者への謝金は、１時間当たり○,○○○円（半日○,○○○円、１日○,○○○

円）とする。見守り当番への謝礼は、１回一人５００円とする。

第１８条　第１６条に示す費用は、年間を４月～８月（１年生は５月～８月）、９月～１２月、

１月～３月の３期に分け、各期○,○○○円（年額○,○○○円）とする。これを銀行

振込によって、一括または分割で納入する。

第１９条　第１６条の会費とは別に、必要に応じて経費を臨時で徴収する場合がある。その際の

金額及び納入方法は役員会の協議によって決定する。

第２０条　生徒が途中で退会した場合、それまでに納入した会費等は返金しない。

第２１条　会費の徴収・執行にかかわる事務は、会計が担当することとする。

第２２条　会計報告は、会計監査を経た上で８月または９月の保護者会議で行うこととする。

第９章　　 指導者

第２３条　クラブ指導者を依頼する場合、第５条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、校

　　　　　長に報告する。

第２４条　クラブ指導者は、次のことを遵守しなければならない。

・　クラブ保護者会の運営方針及び生徒の活動目標を理解し、それを踏まえて指導

すること。

・　新潟市部活動ガイドラインを遵守すること。

・　生徒の人権に配慮し、乱暴な言動は厳に慎むこと。

第１０章　　その他

第２５条　本クラブ保護者会において知り得た個人情報は、会の運営に必要最小限の共有を認め

　　　　　るものとする。なお、それ以外の目的での使用を行わないとともに、情報の流出に留

意して管理する。

第２６条　第１条にあるように、本内規はクラブ規約に基づくことから、万一、本内規が定める

内容とクラブ規約の内容に矛盾が生じた場合は、クラブ規約を優先する。

第２７条　本内規の改正は、役員会（会計監査を除く）の協議において改正案を作成し、それを

保護者会議で承認した場合に行われることとする。

（付則） 本内規は令和６年６月１日より施行する。

これをもとに、各クラブ保護者会で内規を作成する（このまま用いてもよい）。既に内規に当たるものがある場合や、今後作成する場合のいずれも、地域クラブ規約との整合を図る。